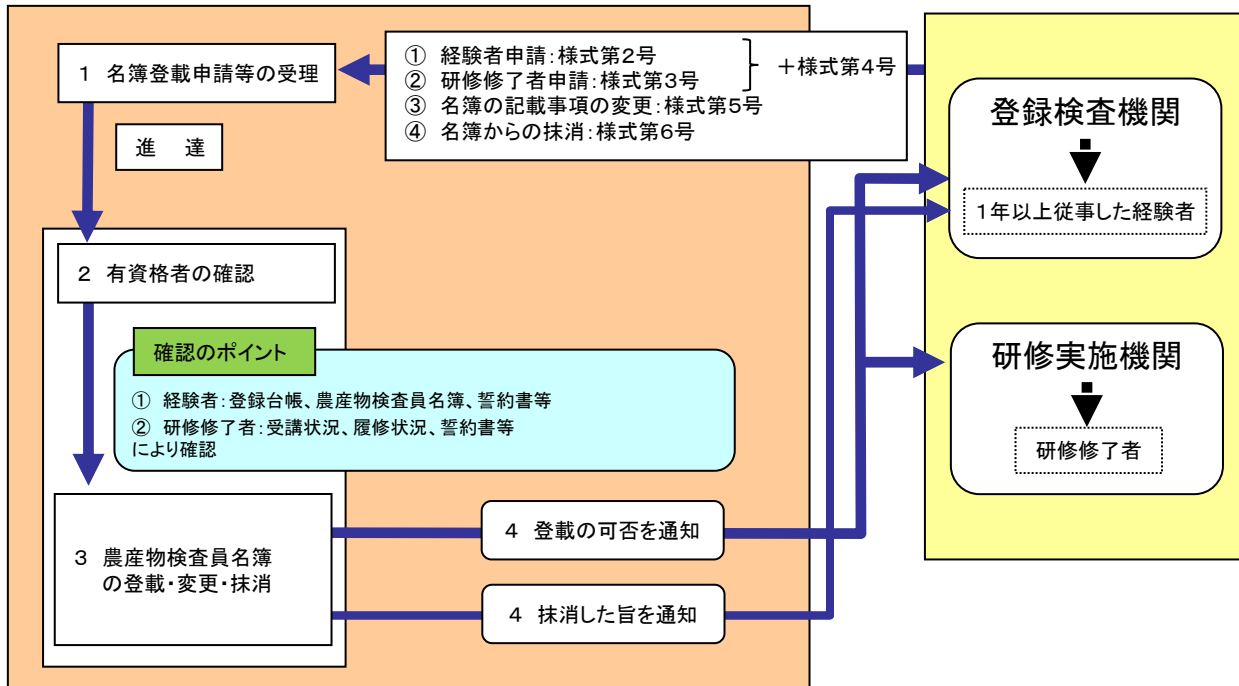


基本要領Ⅱの第3 農産物検査員名簿への登載等
**農産物検査員名簿の登載等手続
マニュアル**

農産物検査員名簿への登載の申請・審査等手続	・・・15-1
第1 農産物検査員名簿の登載	・・・15-2
第2 農産物検査員名簿への登載申請等	・・・15-2
第3 農産物検査員名簿への登載等の実施手順	・・・15-3
○ 様式第1-1号～第1-3号 農産物検査員名簿	・・・15-6
○ 様式第2号・様式第3号 農産物検査員名簿登載申請書	・・・15-9
○ 様式第4号 誓約書	・・・15-11
○ 様式第5号 農産物検査員名簿の記載事項変更届出書	・・・15-12
○ 様式第6号 農産物検査員名簿抹消願書	・・・15-13
○ 様式第7号 農産物検査員名簿の登載拒否通知書	・・・15-14

農産物検査員名簿への登載の申請・審査等手続



農産物検査員名簿の登載等手続マニュアル

農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）第15条第1項の農林水産大臣が作成する名簿（以下「農産物検査員名簿」という。）の登載等については、次によるものとする。

第1 農産物検査員名簿の登載

地方農政局長（北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、1に掲げる農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者（以下「有資格者」という。）であつて、農産物検査員名簿への登載を希望する者を2で定める様式の区分に従つて登載する。

1 有資格者の要件

- ア 農産物検査に1年以上従事した経験を有する者（以下「経験者」という。）
- イ 規則第15条第1項第2号の農林水産大臣が指定する研修について（平成13年1月12日12食糧第1233号農林水産事務次官依命通知）に定める農産物検査員の育成研修の課程を修了した者（以下「育成研修修了者」という。）

農産物検査法施行規則
第15条

2 登載様式

- ア 国内産農産物に係る品位等検査 様式第1-1号
- イ 外国産農産物に係る品位等検査 様式第1-2号
- ウ 成分検査 様式第1-3号

様式第1-1号
様式第1-2号
様式第1-3号

第2 農産物検査員名簿への登載申請等

1 経験者の申請

経験者に係る農産物検査員名簿への登載の申請は、様式第2号に様式第4号を添付して、経験者が現に所属し、又は所属を予定している登録検査機関を通じて、当該登録検査機関の主たる事務所を管轄する地方農政局長に申請する。

様式第2号、様式第4号

この場合において、農産物検査に1年以上従事した経験に、申請を行う農産物の種類又は区域の銘柄に関する品位等検査の経験が含まれていない場合は、農産物検査員の育成研修を受講し、当該育成研修を修了した旨を証する書面を併せて、当該育成研修の実施者を通じて地方農政局長に提出する。

2 育成研修修了者の申請

育成研修修了者に係る農産物検査員名簿への登載の申請は、当該育成研修の実施者を通じて、様式第3号に様式第4号を添えて、当該育成研修修了者が現に所属し、所属を予定している登録検査機関の主たる事務所を管轄する地方農政局長に提出するものとする。

様式第3号、様式第4号

3 農産物検査員名簿の記載事項の変更の届出

農産物検査員名簿に登載されている者（以下「名簿登載者」という。）は、農産物検査員名簿の記載事項に変更があった場合は、様式第5号により当該名簿登載者が現に所属し、又は所属を予定している登録検査機関の主たる事務所を管轄する地方農政局長若しくは当該名簿登載者の住所地を管轄する地方農政局長に届け出る。なお、登録検査機関から、農産物検査法（以下「法」という。）第17条第4項第7号の規定に基づく登録事項の変更又は法第19条第1項の規定に基づく変更登録により、農産物検査員名簿の記載事項の変更を行う場合は、様式第5号による届出を省略して差し支えない。

様式第5号

4 農産物検査員名簿からの抹消の届出

名簿登載者は、農産物検査員名簿からの抹消を希望するときは、様式第6号により当該名簿登載者の住所地を管轄する地方農政局長若しくは当該名簿登載者が現に所属している登録検査機関の主たる事務所を管轄する地方農政局長に届け出る。

様式第6号

第3 農産物検査員名簿への登載等の実施手順

1 登載等の審査

農産物検査員名簿への登載の決定に当たっては、それぞれ次のとおり確認を行う。

- (1) 経験者の申請については、規則別記様式第18号による検査機関登録台帳（以下「登録台帳」という。）、農産物検査員名簿その他の書類により、農産物検査に1年以上従事したことを確認する。

なお、新たな区域の登載を希望する場合にあつては、その区域における産地品種銘柄等の履修状況を確認する。

- (2) 育成研修修了者の申請については、育成研修の実施機関に育成研修の受講状況等が分かる書類の提出を求め、当該書類により育成研修の課程を修了した者であることを確認する。

- (3) 経験者又は育成研修修了者から提出された様式第4号（誓約書）については、地方農政局消費・安全部（北海道農政事務所消費・安全部、内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課を含む。）に照会し、内容に虚偽の記載がないか確認する。

別紙10 農産物検査員の育成研修実施マニュアル
様式第3号

様式第4号

2 登載等の実施

- (1) 地方農政局長は、第2の1及び2の申請について確認した結果、申請のあった有資格者について、農産物検査員名簿の登載要件に適合していると認めるときは、農産物検査員名簿に定める事項を記帳して登載する。

- (2) 地方農政局長は、農産物検査員名簿の登載を拒否したときは様式第7号による農産物検査員名簿の登載拒否通知書を遅滞なく、申請者に送付する。

様式第7号

3 変更の実施

地方農政局長は、名簿登載者から第2の3の申請があつたときは、農産物検査員名簿の記載事項の変更を行う。また、登録検査機関から法第17条第4項第

7号の規定に基づく登録事項の変更又は法第19条第1項の規定に基づく変更登録により、農産物検査員名簿の記載事項に変更があったときは、農産物検査員名簿の記載事項の変更を行う。なお、農産物検査を行うことができる農産物の種類、区域等を変更する場合は、1と同様の確認を行う。

4 抹消等の実施

- (1) 地方農政局長は、名簿登載者から第2の4の届出があったときは、農産物検査員名簿の記載事項を抹消を行う。
- (2) 地方農政局長は、名簿登載者を農産物検査員名簿に継続して登載する必要がないと認めた場合には、当該名簿登載者を農産物検査員名簿から抹消する理由を明らかにし、登録検査機関又は名簿登載者から様式第6号の提出を受け、農産物検査員名簿から当該名簿登載者を抹消することができる。
- (3) 地方農政局長は、名簿登載者の親族等から名簿登載者が死亡した若しくは失踪の宣告を受けた事実が明らかになった場合は、農産物検査員名簿から当該名簿登載者を抹消することができる。

様式第6号

この場合、当該農産物検査員の親族等から聞き取った内容（連絡日時、相手方の氏名・住所・連絡先・該当農産物検査員との関係、当該農産物検査員が死亡した日又は失踪の宣告を受けた日、対応職員の氏名など）を記録するものとし、様式第6号の提出は要しない。

5 履歴欄への記載

地方農政局長は、次の表の左欄に掲げる者については、右欄の事項を第1の2の様式の履歴欄に記載する。

	履歴欄への記載事項
基本要領Ⅱの第2の育成研修の課程を修了した者	農産物検査員の育成研修実施マニュアル様式第1号による実施結果の報告年月日を育成研修修了日として「育成研修：〇年〇月〇日」と記載
基本要領Ⅱの第4の1の検査精度向上研修に参加した者	直近に開催した検査精度向上研修開催日を受講修了日として「検査精度向上研修：〇年〇月〇日」と記載
登録検査機関への改善命令又は文書指導等に係る処分に関与した者	登録検査機関が行政処分又は文書指導を受けた月日及びその内容として「行政処分（文書指導）：〇年〇月〇日、処分（指導）及び行為内容：〇〇」と記載
基本要領Ⅱの第4の2の業務改善研修に参加した者	業務改善研修開催日を受講終了日として「業務改善研修：〇年〇月〇日」と記載
死亡した、失踪の宣告を受けた又は所在が不明な者	死亡した者は「死亡」、失踪の宣告を受けた者は「失踪」、所在が不明な者は「所在不明」と記載

その他留意すべき事項がある者

その他留意すべき事項を記載

6 地方農政局長は、3月末現在の農産物検査員名簿を作成し保存した後、農産物検査員名簿から抹消された名簿登載者を削除し年度更新を行う。

なお、保存は磁気媒体としても差し支えないものとする。

7 地方農政局長は、農産物検査員名簿の登載、変更、抹消を行ったときは、当該名簿登載者の住所地を管轄する都道府県若しくは当該名簿登載者が現に所属し、又は所属を予定している登録検査機関の主たる事務所を管轄する都道府県と農産物検査員名簿を共有する。

農産物検査員名簿（〇〇農政局）

（国内産農産物に係る品位等検査を行う農産物検査員）

氏名	生年月日	住 所	検査を行う農産物の種類	検査を行う区域	登載年月日	証明書番号	履 歴 欄		
							経緯及び所在等	所属機関	旧所属機関
例：〇〇〇〇	昭和〇年〇月〇日		〇〇、〇〇	〇〇県	令和〇年〇月〇日		(社)〇〇協会 RO.〇～	JA〇〇 RO.〇～RO.〇	

- (注) 1 記載事項を変更した場合は、変更した内容に下線を付けるとともに、登載年月日の欄に（ ）書きで変更年月日を記載すること。
 2 有資格者を抹消した場合は、二重線で抹消した欄に（ ）書きで抹消年月日を記載すること。
 3 検査を行う農産物の種類の欄は、農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。
 4 検査を行う区域の欄は、農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、「一」と記載する。
 5 証明書番号の欄は、登録台帳及び農産物検査員証に記載した番号を記載する。
 6 履歴欄の経緯及び所在等の欄は、第3の5に定める事項を記載する。
 7 履歴欄の所属機関名には、広域登録検査機関である場合は（広域）と、地域登録検査機関である場合には（地域）と付す。

農産物検査員名簿（〇〇農政局）

（外国産農産物に係る品位等検査を行う農産物検査員）

氏名	生年月日	住所	検査を行う農産物の種類	登載年月日	証明書番号	履歴欄		
						経緯及び所在等	所属機関	旧所属機関

(注) 1 記載事項を変更した場合は、変更した内容に下線を付けるとともに、登載年月日の欄に（ ）書きで変更年月日を記載すること。
 2 有資格者を抹消した場合は、二重線で抹消するとともに、登載年月日の欄に（ ）書きで抹消年月日を記載すること。
 3 証明書番号の欄は、登録台帳及び農産物検査員証に記載した番号を記載する。
 4 履歴欄の経緯及び所在等の欄は、第3の5に定める事項を記載する。
 5 履歴欄の所属機関名には、広域登録検査機関である場合は（広域）と、地域登録検査機関である場合には（地域）と付す。

農産物検査員名簿（〇〇農政局）

（成分検査を行う農産物検査員）

氏名	生年月日	住所	記載年月日	証明書番号	履歴欄		
					経緯及び所在等	所属機関	旧所属機関

(注) 1 記載事項を変更した場合は、変更した内容に下線を付けるとともに、記載年月日の欄に（ ）書きで変更年月日を記載すること。
 2 有資格者を抹消した場合は、二重線で抹消するとともに、記載年月日の欄に（ ）書きで抹消年月日を記載すること。
 3 証明書番号の欄は、登録台帳及び農産物検査員証に記載した番号を記載する。
 4 履歴欄の経緯及び所在等の欄は、第3の5に定める事項を記載する。
 5 履歴欄の所属機関名には、広域登録検査機関である場合は（広域）と、地域登録検査機関である場合には（地域）と付す。

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査員名簿登載申請書

農産物検査法施行規則（昭和26年5月19日農林省令第32号）第15条第1項第1号に規定する農産物検査に1年以上従事した経験を有する下記の者を農産物検査員名簿への登載を申請します。

記

氏 名	
生年月日	
住 所	
農産物検査を行う 農産物の種類	
農産物検査を行う 区域	
1年以上従事した農産物検査の経験の内容	

(注) 農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

農産物検査員名簿登載申請書

農林水産大臣 殿

住 所

名 称

代表者氏名

別表に記載する者については、農産物検査法施行規則第15条第1項第2号の農林水産大臣が指定する研修について（平成13年1月12日付け12食糧第1233号農林水産事務次官依命通知）の農産物検査員育成研修の課程を修了しましたので、農産物検査員名簿への登載を申請します。

（注）別表については、別紙10「農産物検査員の育成研修実施マニュアル」の様式第3号又は基本要領Ⅱの第3の1の（1）アの（ア）から（オ）までの事項を記載した研修修了者が分かる書類とする。

農林水産大臣 殿

誓 約 書

農産物検査員名簿への登載申請に当たり、次に掲げる行為を令和〇年〇月〇日から現在に至るまで、行っていないことを誓約します。

- 1 農産物検査法令に違反する行為
- 2 農産物検査法令に違反する行為を命じ、容認し、そそのかし、又はほう助する行為

住 所：
氏 名：

(注) 令和〇年〇月〇日については、この誓約書を提出する日の1年前の日を記載する。

様式第5号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
氏 名

農産物検査員名簿の記載事項変更届出書

農産物検査員名簿の記載事項に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

記

変更年月日	変 更 前	変 更 後

様式第6号

年 月 日

農林水産大臣 殿

農産物検査員

住所

氏名

農産物検査員名簿抹消願書

農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第15条第1項の農林水産大臣が作成する名簿から抹消願います。

農産物検査員名簿の登載拒否通知書

(住 所)

(氏 名)

(生年月日)

下記理由により、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第15条第1項に基づく農林水産大臣が作成する名簿の登載を拒否します。

記

〔拒否理由〕

年 月 日

農林水産大臣